

生徒指導関係

- 生徒心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生指－1
- 服装規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生指－3
- 生徒指導規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生指－5
- 自転車・原付バイクおよび普通自動車による規程・・・・・・・・・・・・・生指－9

生徒心得

1 正しい校内生活

- (1) 登下校時刻を厳守すること。遅刻した場合は、必ず学年主任に申し出て、所定の手続きをとること。最終下校時刻は、午後5時30分とする。但し、下校延長の許可された場合は、午後7時とする。
- (2) 授業終了時までには、許可なく外出しないこと。
- (3) バイク・自転車は指定された場所に置き、必ず鍵をかけること。
- (4) 学用品その他所持品には、すべて学年・組・氏名を明記すること。
- (5) 貴重品や所持品の保管には、十分注意すること。また、学業に不要な物品を校内に持ち込まないこと。
- (6) 校具その他の物品は、大切に扱うこと。
- (7) 授業以外の教育活動で、学校の施設を利用し、または校具を借用するときは、生徒指導係および関係職員に届け出て許可を得ること。
- (8) 掲示・連絡・校内放送に注意を払うこと。
- (9) 校内で発生した事件は、直ちに職員に連絡すること。
- (10) 身分証明書は常時携帯すること。

2 正しい校外生活

- (1) 服装は常に端正であって、服装規程に従うこと。
- (2) 不要の外出や夜間の外出はしないこと。
- (3) 不健全な場所へは、立ち入らないこと。
- (4) 友人宅、その他の無断外泊はしないこと。
- (5) アルバイトは禁止する。やむを得ない事情のある場合は許可を得ること。
- (6) 個人で海外旅行等をする場合は、届け出ること。

3 次の事項については、許可願または届けを提出し、規程に従うこと。

- (1) 許可願
公認欠課、校外活動、下校延長、合宿、免許取得、バイク・自転車通学、アルバイト、外出、掲示、異装、集会、その他の活動（火気使用、配布、署名、募金）等
- (2) 届け
遅刻、頭髪（任意）、下宿、個人活動・海外旅行、盗難・紛失、被害等

4 通学の心得

高校生としての自覚を持ち、交通規則を守り、生命の安全に徹し、交通違反や交通事故防止に努め、マナーを守って、積極的に社会秩序を維持するよう心がけなければならない。

(1) 電車・バス通学について

ア 車内・待合室・駅構内等においては、高校生としての自覚に基づいて行動し、他人に不快感を与えたり、迷惑をかけぬよう注意すること。

- イ 常に安全に留意し、危険な行動や不正乗車のないよう注意すること。
- (2) 自転車通学について
- ア 自転車通学するときは、所定の通学許可願を提出し、許可を得ること。
 - イ 通学許可区域は、特に定めない。
 - ウ 交通ルールを遵守し、交通安全に心がけること。
 - エ 防犯登録・自転車保険に必ず加入し、校名入りのステッカーを貼付すること。
 - オ 自転車に住所・氏名を明記し、防犯登録およびステッカーの番号を控えておくこと。
 - カ 雨具（合羽）を用意し、傘差し運転はしないこと。また夜間、無灯火で乗らないこと。
 - キ 自転車はいつも整備し、指定の駐輪場に置くこと。
 - ク 自転車通学をする際は必ず自転車用ヘルメットを着用すること。
- (3) バイク通学について
- ア バイク（原動機付自転車）の免許取得および通学に関しては、別に定める規程に従い、許可を得ること。
- (4) 徒歩通学について
- ア 交通ルールを遵守し、交通安全に心がけること。

(平成27年4月1日一部改定)

(平成28年4月1日一部改定)

(平成30年3月20日一部改定)

(令和4年4月1日一部改定)

(令和8年4月1日一部改定)

服装規程

1 総則

- (1) 服装は人柄を表す。華美に流れたり、粗野、不快の感じを与えることのないように心がけなければならない。
- (2) 髪型は高校生らしく、他人に奇異、不快の感じを与えるものであってはならない。
- (3) 登下校時は、常に制服を着用しなければならない。
- (4) やむを得ない事情により、この規程にそぐわない服装をするときは、生徒指導係の許可を受けなければならない。

2 男子生徒の服装

(1) 冬服

- ア 本校指定のブレザー・スラックス・ワイシャツ（校章刺しゅう入り）・ネクタイを着用する。
- イ ブレザーの下に学校指定のVネックのセーター（紺・灰）やベストを着用してもよい。
- ウ ソックスは、白・黒・紺色で無地（ワンポイント可）のものを着用する。
- エ ベルトは黒革製の無地のものを着用する。

(2) 夏服

- ア 本校指定のスラックス・半袖開襟シャツ（校章刺しゅう入り）もしくはワイシャツ（校章刺しゅう入り）を着用する。ただし、半袖開襟シャツ・ワイシャツの上にベストを着用してもよい。
- イ 式典時等の特に指定する場合を除き、本校指定のポロシャツを着用できるものとする。
- ウ 他の事項は、冬服に準ずる。

3 女子生徒の服装

(1) 冬服

- ア 本校指定のブレザー・スカート・スラックス・ブラウス（校章刺しゅう入り）・ネクタイ・リボンを着用する。
- イ ブレザーの下に学校指定のVネックのセーター（紺・灰）やベストを着用してもよい。
- ウ ソックスは、白・黒・紺色で無地（ワンポイント可）のものを着用する。
- エ ストッキングを着用する場合は、肌色か黒で無地のものとし、肌色の場合は、ソックスを着用する。
- オ スカート丈は膝とする。

(2) 夏服

- ア 本校指定のスカート・スラックス・半袖開襟シャツ（校章刺しゅう入り）もしくはブラウス（校章刺しゅう入り）を着用する。ただし、ブラウスの上にベストを着用してもよい。
- イ 式典時等の特に指定する場合を除き、本校指定のポロシャツを着用できるものとする。
- ウ 他の事項は、冬服に準ずる。

4 更衣

更衣の時期は特に定めない。また、セーターやベスト、ポロシャツの着用期間についても同様とする。

5 その他

- (1) 靴は運動靴、あるいは黒・茶色の革靴（合成皮革でも可）を着用する。
- (2) コートまたはジャンパーのデザインは簡素なものとする。
- (3) 男子の極端な長髪、パーマ、染髪等は禁止する。
女子の髪型についても、パーマ、ヘアーバンド、染髪等は禁止する。
長髪の場合は、束ねることが望ましい。リボンで束ねる場合は、黒・茶・紺色の小さなものとする。
- (4) 男女とも清潔感のある服装、髪型を心がけるものとし、詳細については別に定める指導指針に従うものとする。
- (5) 装身具類（ピアス、指輪、ネックレス、エクステンション等）の着用は禁止する。また、特別な事由なく化粧をすることも禁止とする。
- (6) 休日の部活動で登校する場合は、ジャージを着用してもよい。

（平成9年4月1日一部改定）

（平成15年9月30日一部改定）

（平成21年4月1日一部改定）

（平成24年2月22日一部改定）

（平成26年4月1日一部改定）

（令和4年4月1日一部改定）

生徒の懲戒等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法施行規則第26条及び山梨県立学校学則30条により、校長が行う「懲戒処分」及び校長、教員が行う「特別な指導」を規定し、本校において懲戒が適切に行われることを目的とする。

(生徒の懲戒)

第2条 (1) 校長及び教員は、生徒の本分に反する問題行動があったと認められたときは、生徒の反省を促し、問題行動の再発を防止するために、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(2) 生徒の本分に反する問題行動は、法令に反する行為、社会規範に反する行為、特別な指導に関する規程細則に反する行為とする。

(3) 懲戒は、「懲戒処分」及び「特別な指導」とし、「懲戒処分及び特別な指導の手順」に従って行う。

(懲戒処分の種類)

第3条 懲戒処分は学校の秩序を維持することを目的とし、退学、停学及び訓告とする。なお、実施にあたっては、校長が書面を交付してこれを行う。

(退学の要件)

第4条 (1) 校長は、次の各項に該当する場合、退学を命じることができる。

ア 校則違反、不良行為、犯罪行為等の問題行動及びその結果が極めて重大かつ深刻である場合や、停学等を複数回繰り返す場合で教育的指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合。

イ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる場合。

ウ 正当な理由がなく、出席常でない場合。

エ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反する行動があった場合。

(2) アの「改善の見込みがない」とは、問題の程度が深刻であり、停学又は訓告を行っても改善が認められない場合である。

(3) エの「生徒としての本分に反する行動」とは、法令に反する行為、社会規範に反する行為、本校生徒心得に反する行為等をさす。

(4) 上記ア～エの各項に該当する行為に同席同行したものは、その実情により指導する。

(停学の要件)

第5条 校長は、生徒に対して「特別な指導」や「訓告」では改善がみられないと判断した場合、又は本校生徒としての本分に著しく反した行為を行ったと判断した場合は停学とすることができる。

(訓告の要件)

第6条 校長は、生徒が「特別な指導」では改善がみられないと判断した場合、又は教育上必要があると判断した場合は訓告を行うことができる。

(特別な指導の種類)

第7条 (1) 「特別な指導」は、生徒の抱える問題を解決に向かわせるとともに、その後の高校生活が健全に営まれることを目的として行われる指導を示す。

(2) 「特別な指導」は、謹慎、校長訓戒、注意とする。原則として校長訓戒以上は保護者にも来校を求め、同席の上で実施する。

(謹慎の要件)

第8条 校長は、法令違反、校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、該当生徒の反省の意思及び保護者等の理解が得られると認められる場合、謹慎とすることができる。

(校長訓戒の要件)

第9条 校長は、法令違反、校則違反、不良行為等の問題行動が認められ、該当生徒の反省の意思が認められる場合、校長訓戒とすることができる。

(注意の要件)

第10条 校長は、法令違反、校則違反、不良行為等のうち軽微な問題行動が認められ、該当生徒の反省の意思が認められる場合、生徒指導主事注意または学年主任注意とすることができる。

(その他)

第11条 特別な指導の決定等、詳細は特別な指導に関する規程細則に定める

【懲戒の手順】

《問題行動の発生》

①事実の確認

生徒指導係・該当学年教員、その他関係教員は次の手順で慎重に行う。

(ア) 複数の教員で個別に事情を聞く(矛盾のないように細部まで確認する)

(イ) 聞き取りの際は性別に配慮し、原則2名以上で対応する。

(学習機会の確保のため、緊急時以外は授業時間には行わない)

(ウ) 個人の情報の保護に十分留意し、該当生徒の人権が侵害されることがないようにする。

(エ) 関係者・その他の情報があれば参考にする。

(オ) 顛末書を自署させ、保護者と連名で署名捺印をする。

②保護者等への連絡

関係生徒の保護者等と連絡を取り、概要を説明する。

③弁明機会の保障

一方的な事実確認に基づく懲戒処分や指導に至ることがないようにするため、懲戒対象となる生徒及び保護者等には、弁明の機会を与える。

④弁明内容の検討

弁明内容を検討し、新たな事実が判明した場合は、速やかに確認する。

⑤指導内容等の検討及び決定

生徒指導委員会(生徒指導係・当該学年職員)で審議の上、職員会議での報告及び審議を経て校長が決定する。

また、複数の生徒の処分や指導等が及ぶ場合には、個々の状況に合った措置を行うとともに、不公平が生じることがないように留意する。

なお、特別な指導の検討においては、別表(特別な指導措置基準)を踏まえて行う。ただし、当該行為の起因や状況等により、期間等柔軟に対応する。

⑥懲戒処分又は特別な指導の告知

懲戒処分や特別な指導の内容の告知は、校長が該当生徒・保護者等に対して行う。

⑦懲戒処分又は特別な指導の実施

規程に基づいて、計画的かつ継続的に指導を行う。

○指導の記録を綿密にとり、その後の指導の改善に役立てる。

○教職員間で適宜情報交換を行い、生徒の状況把握に努める。

○保護者等との連絡を密にしながら、該当生徒に対して反省を促すとともに精神面での安定を図る。また、学習面での支援を適切に行い、学習への意欲を喚起するように配慮する。

○該当生徒への指導内容に関する情報が漏洩することないように留意する。

⑧懲戒処分又は特別指導の解除

懲戒処分・特別な指導の解除は、指導内容、生徒の生活状況、反省の様子、保護者等の考え等を踏まえ、生徒指導委員会及び職員会議等で十分に協議し校長が決定する。

解除の告知は、校長が該当生徒及び保護者等に対して行う。

特別な指導に関する規程細則

(目的)

第1条 これに定める細則は、生徒が問題行動等を反省するとともに、今後の学校生活を見直す機会とするものとする。

(対象とする内容)

第2条 下記事項に対して、教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

①飲酒・喫煙

②薬物の所持・使用

③暴力・脅迫・恐喝・強要行為

④社会風紀を乱す不純異性行為

⑤公共物・器物損壊

⑥窃盗・万引き

⑦交通違反

⑧その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校の規則等に違反する行為

①定期試験における不正行為

②無断免許取得

③無許可アルバイト

④無賃乗車(定期券不正使用を含む)

⑤喧嘩

⑥深夜徘徊

⑦その他、学校の秩序を乱し、または生徒としての本分に反する行為

第3条 (1) 謹慎は、原則として家庭謹慎とする。謹慎期間中、家庭での協力が得られない場合は登校

謹慎とし、対象生徒の登校を認め、別室において学習や作業を行う。

(2) 謹慎の期間は、別表（特別な指導措置基準）により別途定める。

(3) 謹慎期間は、問題行動の内容及び生徒の反省状況等を考慮し、教育的見地からその都度定める。なお、無期謹慎は8日以上とし、目処は15日とする。

(4) 校長は、特別な指導に付された生徒の反省状況等を踏まえ、謹慎の期間を延長・短縮することができる。

(校長訓戒)

第9条 校長訓戒は、校長が該当行為について保護者等の同席の上で説諭を行うものとする。

(注意)

第10条 注意は、生徒指導主事または学年主任が当該行為について注意を与えるものとする。

別表（特別な指導措置基準）

1 交通関係

| | 違反事項 | 指導内容 |
|------------------|---|--|
| 道 路 | 飲酒運転 暴走行為・集団危険行為 | 無期謹慎以上 |
| | 無免許運転 | 1回目 謹慎7日 警察で指導を受けたうえで、自己申告した場合は校長訓戒とする。 2回目 無期謹慎以上 |
| 交 通 法 | 速度違反・定員外乗車 信号無視・一時停止違反 通行区分違反 悪質危険な改造 その他故意と見なしうる違反 | 1回目 校長訓戒 2回目 謹慎3日 3回目 謹慎5日以上 |
| | 整備不良 免許条件違反 ヘルメット着用義務違反 免許証不携帯 安全運転義務違反 | 1回目 生徒指導主事注意 2回目 校長訓戒 3回目 謹慎3日以上 |
| 校 則 違 反 | 無許可免許取得 | 自動二輪・普通：謹慎7日 原付：校長訓戒 |
| | 無許可バイク・自転車通学 原付使用条件違反 | 生徒指導主事注意 |
| | バイク校外放置 | 学年主任注意 |
| 事 故 | 加害事故（重大事故） | 重大な過失がある場合は、審議のうえ決定する。 (校長訓戒以上を原則とする) |

付帯事項

- ① 道路交通法（無免許運転を除く）及び加害事故についての指導は、表によるが、すでに警察で指導を受けたうえで、自己申告した場合は、訓戒や謹慎とせず、交通安全指導を行うものとする。ただし、2回以上道路交通法違反（無免許運転を除く）をした者に対しては、校長訓戒（免許預かり7日）の指導とする。違反回数が増えても、自己申告した場合は、謹慎指導は行わない。
- ② 交通事故及び道路交通法違反があった場合は、7日以内に自己申告するものとする。

2 問題行動関係

| 問題行動 | 指導内容 | 備考 |
|--------------------------------|----------|----------------------------------|
| 薬物の所持・使用 | 無期謹慎以上 | |
| 暴力・脅迫・恐喝・強要行為 | 無期謹慎以上 | |
| 社会風紀を乱す不純異性行為 | 無期謹慎以上 | |
| 窃盗・万引き | 謹慎7日 | |
| 定期試験における不正行為 | 謹慎7日 | (全科目0点) |
| 飲酒・喫煙 | 謹慎5日 | 同席は審議のうえ、決定する。 (校長訓戒以上を原則とする) |
| 公共物・器物損壊 | 謹慎5日 | |
| 無賃乗車(定期券不正使用を含む) | 謹慎5日 | 鉄道営業法等の罰則あり。 |
| 無許可アルバイト | 校長訓戒 | |
| 喧嘩 | 学年主任注意以上 | 審議のうえ、決定する。 |
| 深夜徘徊 | 学年主任注意以上 | 審議のうえ、決定する。 |
| その他、学校の秩序を乱し、または生徒としての本分に反する行為 | 学年主任注意以上 | 審議のうえ、決定する。 |

(平成 7年5月25日一部改定)

(平成 8年4月 1日一部改定)

(平成14年4月 1日一部改定)

(平成21年4月 1日一部改定)

(平成27年4月 1日一部改定)

(令和 元年9月 1日一部改訂)

(令和 5年6月21日一部改訂)

自転車・原付バイクおよび普通自動車に関する規程

第1節 目的

第1条（目的） この規程は、生徒の通学途上などにおける危険防止と交通用具の使用の適正をはかり、また交通安全教育の徹底を目的としようける。

第2節 原付バイクの免許取得

第2条（校長の許可） バイクの運転免許取得を希望する者は、校長の許可を得なければならない。ただし、取得できるのは原付一種免許である。

第3条（許可の条件） 免許取得許可は地理的条件あるいは家庭状況等を考慮のうえ、生徒本人の必要性を考えて行う。

第4条（取得の時期） 免許取得は試験日に16歳となる長期休業から許可する。免許取得は夏季休業・冬季休業・春季休業の長期休業を利用するものとし、平常授業日に取得することは認められない。

第5条（出願手続き）

- 1 免許取得許可を希望する者は、運転免許取得同意書交付願に必要事項を記入のうえ、担任に提出する。
- 2 学校より指定された日時の同意書交付式（本人、保護者、学年主任、学級担任が参加）に参加する。
- 3 校長の同意書を交付された者は、警察署へ免許取得申し込みの際、同意書も同時に提出する。

第3節 普通自動車の運転免許取得

第6条（許可の条件） 普通自動車運転免許の取得は、3年生のうち進路内定者に許可する。ただし、講習開始は、就職内定者は12月以降、進学内定者は2月以降とする。

第7条（取得後の制限） 普通自動車は卒業までは絶対に運転しない。

第4節 原付バイク・自転車の通学許可

第8条（通学許可） 遠距離通学者のうち希望する者には、バイクまたは自転車による通学を校長が許可する。遠距離通学者とは、原則として、学校を中心にバイクで6km以上（付則の指定地域による）とする。なお、自転車は距離を定めず、希望する者とする。

第9条（出願手続き） 通学を希望する者はバイク通学許可願、自転車通学許可願を提出して許可を受ける。

第10条（遵守事項） 通学許可を受けた者は、特に次の事項を遵守すること。

- 1 道路交通法規を遵守すること。
- 2 使用するバイクは、排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下のスクーター型およびカブ型（クラッチ操作なし・変速機付き）のバイクを使用する。原動機付自転車に区分されている電動キックボード等は通学許可の対象とはしない。
- 3 バイク使用時には必ずフルフェイスのヘルメットをかぶること。
- 4 自転車、バイクおよびヘルメットに学校で定められた校名入りステッカーをその後部に必

ず貼付すること。

5 バイクまたは自転車は常時整備しておくこと。

第11条（罰則） 道路交通法に違反した場合、またはこの規程を守らなかった場合には、別に定める規程により、一定期間バイク通学を禁止またはバイク通学許可を取り消すことがある。

第5節 安全教育

第12条（安全運転講習会） バイクの運転免許を所有する者は、学校が行う安全運転講習会（教習所・グラウンド）に参加しなければならない。

（付 則）

第8条に関し、通学許可は公共交通機関の利便性や道路状況を考慮して次の範囲とし、別に地図で示す。ただし、身体的条件などにより通学が困難な場合はこの限りではない。

1 バイク通学許可範囲

- (1) （菫崎市）円野町、穴山町（夏目、次第窪、稲倉を除く）、中田町小田川（バス停「金比羅神社」以北）、清哲町折居、清哲町青木、清哲町水上、清哲町樋口（堅沢川以北かつ県道以西）、神山町（徳島堰以西）、旭町上條北割（徳島堰以西）、旭町上條中割旭町上條南割、大草町下條西割、大草町下條中割、龍岡町下條南割、穂坂町上今井、穂坂町柳平、穂坂町長久保、穂坂町三之蔵、穂坂町宮久保（標高約480m以上）、穂坂町三ツ沢（標高約480m以上）
- (2) （旧双葉町）菖蒲沢、大埜、団子新居、竜地（茅ヶ岳広域農道以東、県道以南）、下今井（県道下今井三叉路以南）、宇津ノ谷（茅ヶ岳広域農道以東）、岩森（茅ヶ岳広域農道以東）
- (3) 上記(1)、(2)以外の市町村全域

ただし、JR駅近隣に居住する場合は許可されないこともある。

（平成9年4月1日一部改定）

（平成14年4月1日付則追加）

（平成25年4月1日一部改定）

（平成27年4月1日一部改定）

（平成28年4月1日一部改定）

（平成30年3月20日一部改定）

（令和4年4月1日一部改定）

（令和8年4月1日一部改定）

